

平成 30 年 10 月

豊和銀行

お客さま各位

外国送金のお取扱いの一部変更について

記

平素は豊和銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、外国為替取引においては、マネー・ローンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与を未然に防ぐため、世界的に規制が強化されています。

このような状況を踏まえ、当行では外国送金の取扱いを一部変更させていただきます。

お客様にはお手数をお掛けしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

（１） 海外に送金を行う場合

- 現金（ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に口座に入金した現金を含みます）による外国送金は、お取り扱いできません。
- 上記以外の場合で、当行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない場合（送金する直前にお客様の他行口座から送金原資を振込した場合など）は、その正当性が分かる確認資料（売上金・給与等が入金されている他行預金通帳の写しなど）のご提示をお願いいたします。
- 送金理由・送金の相手方が記載された確認資料（受取人との間の契約書、注文書、インボイス、電子メールの写しなど）のご提示をお願いいたします。
- 確認資料の提示にご協力いただけない場合や、ご提示いただいた内容によっては、当行の判断で送金をお断りする場合がございます。

（２） 海外からの送金をお受け取りになる場合

- 送金理由・送金の相手方が記載された確認資料（送金人との間の契約書、船積書類、輸出許可証、電子メールの写しなど）のご提示をお願いいたします。また、借入等による資金調達である場合は、国内における資金使途（不動産購入、会社設立、学費など）についての確認資料も併せてご提示ください。
- 当行の預金口座への振込が法令や公序良俗に反する行為に基づくものである、もしくはそのおそれがあると当行が判断した場合などは、振込金の受入れをお断りすることがございます。

以上

本件にかかるお問い合わせ先

豊和銀行 証券国際部

電話 097-534-2609